

南小国町軽自動車税減免対象

身体障害者の減免対象

障害の区分		障害の級別
視覚障害	害	1級、2級、3級、4級の1
聴覚障害	害	2級、3級
平衡機能障害	害	3級
音声機能障害	害	3級（喉頭摘出による場合に限る）
上肢不自由（手）		1級、2級の1、2級の2
下肢不自由（足）		1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由		1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（一上肢のみの場合を除く）
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓機能障害	害	1級、3級
腎臓機能障害	害	1級、3級
呼吸器機能障害	害	1級、3級
膀胱・直腸の機能障害	害	1級、3級
小腸の機能障害	害	1級、3級

戦傷病者の減免対象

障害の区分		障害の級別
視覚障害	害	特別項症～第4項証
聴覚障害	害	特別項症～第4項証
平衡機能障害	害	特別項症～第4項証
音声機能障害	害	特別項症～第2項証（喉頭摘出のみ）
上肢不自由（手）		特別項症～第3項証
下肢不自由（足）		特別項症～第6項証、第1款症～第3款症
体幹不自由		特別項症～第6項証、第1款症～第3款症
心臓機能障害	害	特別項症～第3項証
腎臓機能障害	害	特別項症～第3項証
呼吸器機能障害	害	特別項症～第3項証
膀胱・直腸の機能障害	害	特別項症～第3項証
小腸の機能障害	害	特別項症～第3項証

精神障害者の減免対象

1級のみ